

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor3/2561 号

件名：国際基準の労働者用住宅開発業奨励

タイ国籍且つ外国人労働者の生活の質を向上させるとともに、効率的な外国人労働者用住宅管理が効率的にマネジメントできるように、投資委員会事務局は、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条の第 2 段落に基づき、仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の巻末の第 7 項に内容を追加し、下記のような業種、条件及び恩典を定めしました。

業種	条件	恩典
7.30 国際基準の労働者用住宅開発	<ol style="list-style-type: none"><li>タイ国籍の株主が 51%以上の割合で株を保有しなければならない。</li><li>住宅の各建物の規模及びユニット数は 80 ユニット以上あるいは床面積は 4,000 平方メートル以上でなければならない。</li><li>住宅の基準が国際労働機関に定められた規定に従い、ユニット当たりの床面積は 20 平方メートル以上でなければならない。</li><li>住宅入居者登録簿を作成し、常にデータベースを更新しなければならない。</li><li>外国人入居者は合法的に入国した者でなければならない。更に、奨励申請者は外国人が入居した時より 24 時間以内にオンラインシステムを用いて入国管理局に申告しなければならない。</li><li>国際労働機関に定められた規定に従い、委員会の同意に準ずる適量の割合で、駐車場、住宅範囲にわたる防犯カメラ、24 時間勤務施設警備員、共有スペースを掃除する家政婦、医務室、調理室、その他の施設を設置しなければならない。</li></ol>	A4

業種	条件	恩典
	<p>7. 住宅は賃貸に限り、法人所得税免除の対象は賃貸による収入のみとする。</p> <p>8. 機械輸入期間及び事業開始期限の延長が許可されない。</p> <p>9. 10 県の国境経済特区（SEZ）又は低所得 20 県に立地する場合、法人所得税の免除を 6 年とする。</p> <p>10. 仏暦 2562 年（2019 年）12 月 30 日までに奨励申請書を提出しなければならない。</p>	

直ちに有効する。

発布日：仏暦 2561 年（2018 年）8 月 3 日

（署名）

（プラユット・チャンオチャ）  
投資委員会事務局長